

告 示

埼玉県告示第千三百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
秦第二土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があつた。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	須 田 竹三郎	埼玉県熊谷市上須戸千五百五十三番地二